

2023年5月17日

各 位

会社名 株式会社 WOW WORLD GROUP
代表者名 代表取締役社長 グループ CEO 美濃 和男
(コード番号: 5128 東証プライム)
本店所在地 東京都品川区西五反田七丁目 20 番 9 号
問合わせ先 グループ CFO 兼経営企画室長 山下 浩昭
TEL (03) 6387-0080 (代表)

株式併合、単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る 承認決議に関するお知らせ

当社は、2023年4月21日付「株式併合、単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2023年4月21日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2023年5月17日から2023年6月4日までの間、整理銘柄に指定された後、2023年6月5日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社株式について、2,000,000株を1株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

4,680,820株

(4) 効力発生前における発行済株式総数

4,680,822 株

(注) 当社は、2023年4月21日開催の取締役会において、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2023年6月6日付で当社が所有する2023年4月20日時点の自己株式30株を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

2株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

8株

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する会社法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社JG16（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2023年6月5日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が2023年2月1日から2023年3月15日までを買付け等の期間として行った当社株式及び当社の新株予約権に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額であ

る 1,502 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へに交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
株式会社 JG16

(c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、株式会社横浜銀行（以下「横浜銀行」といいます。）からの借入れ（以下「端数買取資金借入れ」といいます。）により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、端数買取資金借入れに係る融資証明書を公開買付届出書とあわせて確認し、その後、公開買付者と横浜銀行の間で端数買取資金借入れに係る融資契約が締結されたことを確認しており、また、公開買付者によれば、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2023 年 6 月中旬を目途に会社法第 235 条第 2 項の準用する会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2023 年 7 月中旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2023 年 8 月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は8株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び定款第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者のみとなる予定であり、また、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であり、さらに、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第9条（基準日）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2023年6月に開催を予定している定時株主総会につきましては、開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。
- (4) 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者のみとなる予定であり、また、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であり、さらに、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第14条（電子提供措置等）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の内容については、2023年4月21日付当社プレスリリースをご参照ください。なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件

として、本株式併合の効力発生日である 2023 年 6 月 7 日に効力が発生するものいたします。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2023 年 5 月 17 日（水曜日）
② 整理銘柄指定日	2023 年 5 月 17 日（水曜日）
③ 当社株式の最終売買日	2023 年 6 月 2 日（金曜日）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2023 年 6 月 5 日（月曜日）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2023 年 6 月 7 日（水曜日）（予定）

以 上